



2049

福青第2346号
平成23年10月24日

沖縄県要保護児童対策協議会構成団体 御中

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

「平成23年度児童虐待防止推進講演会」の開催について（御案内）

児童虐待防止対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、11月の「児童虐待防止推進月間」における、本県の取り組みの一環として、県民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持つための意識啓発を図るとともに、市町村や民間団体などの関係機関が連携を強化し、効果的な取り組みを進めることを目的に、別添実施要領に基づき下記の日程で「平成23年度児童虐待防止推進講演会」を開催することにいたしました。

当日は、児童虐待及びDV問題に造詣の深い、エンパワメント・センター主宰（兵庫県西宮市在）の森田ゆり氏を講師に招き、児童虐待の防止に向けた有効策等について、貴重なお話をいただくことになっておりますので、より多くの皆様に参加していただきますよう御案内申し上げますとともに、所管する関係機関・団体へ周知を図っていただきますよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 日時 平成23年11月26日（土）午後2時～4時（午後1時30分開場）
- 2 場所 沖縄県立博物館・美術館（3階講堂）
- 3 内容 講演 「体罰・DVが子どもに与える影響」
講師 森田ゆり氏（エンパワメント・センター主宰）
- 4 対象者 一般県民、県及び市町村関係職員、各種団体職員等
- 5 定員 200名（事前申し込み制。定員に達し次第受付締切）
- 6 入場料 無料

※当日は、手話通訳もごさいます。

担当：青少年・児童家庭課
児童育成班 新里
電話：098-866-2174
FAX：098-868-2402
E-mail：shinzash@pref.okinawa.lg.jp

「平成23年度児童虐待防止推進講演会」実施要領

1 趣旨、目的

地域の子育て機能の低下などを背景とした養育力の不足している家庭の増加などが要因となって、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えている。

全国的に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況の中、本県においても、平成21年6月の石垣市で発生した幼児虐待死事件に続き、平成22年5月にも沖縄市で乳児虐待死事件が発生し、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要である。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、国や県、市町村をはじめとする多くの関係機関の協力のもと、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取り組みを実施することになっている。

児童虐待防止推進月間における県の取り組みの一環として、県民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持つための意識啓発を図るとともに、市町村や民間団体などの関係機関が連携を強化し、効果的な取り組みを進めることを目的に、みだしの講演会を開催するものである。

2 主 催 沖縄県（福祉保健部青少年・児童家庭課）

3 後 援 NHK 沖縄放送局、琉球放送、琉球朝日放送、沖縄テレビ放送、エフエム沖縄、ラジオ沖縄、琉球新報社、沖縄タイムス社、特定非営利活動法人おきなわCAPセンター

4 日時、場所

- (1) 日 時 平成23年11月26日（土）午後2時から4時まで（午後1時30分開場）
- (2) 場 所 沖縄県立博物館・美術館（3階講堂）

5 講演講師 エンパワメント・センター主宰 森田 ゆり 氏

6 内 容 「体罰・DVが子どもに与える影響」
（講演及び質疑応答時間を含めて90分程度）

7 参加者

- (1) 一般県民
- (2) 県及び市町村関係職員
- (3) 各種関係団体職員等

8 参加費 無 料

9 その他 手話通訳あり
事前申込制（当日の参加も可能だが、定員に達し次第入場を断る場合もある）

～ 守るのは 気づいたあなたの その勇気 ～

児童虐待防止推進講演会

○ 11月 は【児童虐待防止推進月間】です

近年、県内では児童虐待に関する相談が増加傾向にあり、また、虐待によって子どもの尊い命が奪われるなどの重大な事件も発生しています。

これ以上、虐待に苦しむ子どもたちを出さないために、県民一人ひとりに何ができるのでしょうか。

そこで、児童虐待問題で著名な森田ゆり氏をお迎えし、以下のとおり講演会を開催いたします。

子育てに奮闘中という方、これから親になりますという方、子どもの気持ちをもっと知りたいと思っている方など、子育てに興味のある方ならどなたでもご参加いただけます。



1 日時 平成23年11月26日(土) 午後2時～4時(午後1時30分開場)

2 場所 沖縄県立博物館・美術館(3階講堂)

3 内容

講演 「体罰・DVが子どもに与える影響」

講師 森田 ゆり 氏 (エンパワメント・センター主宰)

《講師プロフィール》

米国と日本で、子ども・女性への虐待防止専門職の養成に30年近く携わる。その間7年間はカリフォルニア大学主任研究員として、多様性、人種差別、性差別など人権問題の研修プログラムの開発と大学教職員への研修指導に当たる。

現在は行政、企業、民間の依頼で、多様性、人権問題、虐待防止などをテーマに日本全国で研修活動をする。「子どもと暴力」「しつけと体罰」など、英文と日本文著書多数。第57回保健文化賞受賞。

参加型研修プログラムの開発、及びそのトレーナー、ファシリテーター人材養成のパイオニア。



4 定員 200名(事前申し込み制。申し込みは裏面の申込書から申し込んでください)

5 入場料 無料

6 主催 沖縄県

7 後援 NHK沖縄放送局、琉球放送、琉球朝日放送、沖縄テレビ放送、ラジオ沖縄、
エフエム沖縄、琉球新報社、沖縄タイムス社、NPO法人おきなわCAPセンター

8 その他 手話通訳あり

(交通案内)

- 沖縄都市モノレール「ゆいレール」おもろまち駅 徒歩 10分
 - バス 県立博物館前(系統番号3、10、11、223、227、263番) すぐ
おもろまち一丁目(系統番号8番)下車 徒歩3分 ほか
- ※ 駐車場の数に限りがありますので、公共交通機関をご利用願います。

○ 講演会申し込み方法

以下のいずれかの方法によりお申し込みください。当日ご来場の際、受付で名前をお申し出ください。
なお、定員に達した場合は、そのことを青少年・児童家庭課ホームページでお知らせするとともに、申込者に対して参加できない旨をお伝えします。

その他、問い合わせたいことがございましたら、以下の「3」の番号あて確認してください。

1 電子申請による申込み

携帯電話でQRコードを読み取りアクセスください。

または、青少年・児童家庭課のホームページ

(<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=83>) よりアクセスください。



2 FAXによる申込み

下記申込書に必要事項を記入のうえ、FAX 番号 098-868-2402 までご送信ください。

3 電話による申込み ※平日8:30~17:15のみ対応

沖縄県福祉保健部 青少年・児童家庭課児童育成班 098-866-2174 までお電話下さい。

○ 講演会申込書

(フリガナ)			
参加者氏名			
年齢		性別 (○で囲む)	男 ・ 女
連絡先	電話		
	FAX		
	メール		

- ※1 個人情報については、本講演会の開催に係る分のみを使用し、講演会開催後は適切に管理・処分いたします。
- ※2 定員に達した後の連絡に必要ですので、連絡先の記入も忘れずをお願いします。なお、電話については、平日の昼間に連絡がつく番号を記載願います。
- ※3 連絡がない場合は、講演会申し込み手続きが完了し、参加可能となっていますので、ご理解願います。

県医師会

福 青 号 外
平成23年10月24日

関係機関の長 殿

沖縄県福祉保健部
青少年・児童家庭課長
(公印省略)

平成23年度「児童虐待防止推進月間」等広報啓発ポスター等の
送付について

児童虐待防止対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課から別添のお送り送付がありますので、下記のとおり配付します。

つきましては、趣旨を御理解いただき、貴管下職員への周知方をお願いするとともに、推進月間である11月に限らず、1年を通じて広く県民の目に触れるような方法により、本ポスター、リーフレット及びカードを効果的に御活用の上、広報・啓発活動についての御協力をお願いいたします。

なお、ポスター等に記載のある「児童相談所全国共通ダイヤル」について、沖縄県においては中央児童相談所のみ加入している旨、申し添えます。

記

ポスター 10 枚
リーフレット 50 枚

担当：児童育成班 新里
電話：866-2174
E-mail：shinzash@pref.okinawa.lg.jp

平成23年10月18日

各

都道府県
市区町村

児童福祉主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

平成23年度「児童虐待防止推進月間」等広報啓発ポスター、リーフレット及び児童相談所全国共通ダイヤルカードの送付についてのお知らせ

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

厚生労働省におきましては、この一環として、児童虐待防止推進月間等広報啓発ポスター、リーフレット及び児童相談所全国共通ダイヤルカード（カード）を作成いたしましたが、推進月間である11月に限らず、1年を通じて、本ポスター、リーフレット及びカードを効果的に活用していただきますようお願い申し上げます。

また、本ポスター、リーフレット及びカードには、「児童相談所全国共通ダイヤル」の運用について記載しております。貴自治体における相談案内やオレンジリボンキャンペーン等の啓発活動において御活用いただくなど、広く地域住民や関係機関への積極的な周知につき御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本年度は、予算の都合上、各自治体からのご要望に対して必ずしも全てお応えすることができず、リーフレット及びカードの配布枚数について、ご登録いただいた枚数から大幅な調整をさせていただいている場合があるほか、児童相談所全国共通ダイヤルの周知をより一層進める観点から、リーフレットとカードは原則同時に配布いただきたいと考えておりますところ、当方での調整により、同数の送付とさせていただいている場合があることをご承知おきいただければ幸いです。

【連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課虐待防止対策室 二ノ宮・佐藤

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111(内線 7799、7800)



守るのは
気づいたあなたの
その勇気



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

児童虐待問題は社会全体で解決しなければならない重要な課題です。

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに
悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

虐待と思ったらすぐお電話を

児童相談所
全国共通
ダイヤル

0570-064-000



お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。※一部地域では使えないことがあります。※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

【身体的虐待】	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
【性的虐待】	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
【心理的虐待】	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと など

子どもを虐待から守るために・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こしてください。

**「あなた」からの連絡が、
子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。**

- 連絡は匿名で行うことも可能であり、また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 連絡により、虐待を行った保護者への支援にもつながります。
- 市町村では、子どもを虐待から守るために、子どもに関係するさまざまな機関からなるネットワークを作っています。このネットワークの関係機関は、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、いち早く「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけるために、連携・協力をしながら、虐待防止につとめています。

ネットワークの関係機関

- 児童相談所 ●福祉事務所 ●市町村 ●保健所、保健センター ●子育て支援センター ●民生・児童委員 ●保育所 ●幼稚園 ●医療機関 ●学校 ●警察 ●児童福祉施設 ●民間の相談機関 など

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけた時の連絡は・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

- ※ お住まいの地域を管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号等を押していただくことがあります。(プッシュ信号が出せない電話からは入力できません)
- ※ 一部、本システムに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます)
- ※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。

- 最寄りの児童相談所の所在地などは厚生労働省ホームページで見ることができます。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>
トップページ「行政分野ごとの情報」内「子ども子育て支援」「児童虐待防止対策・DV防止対策等」
- 携帯版ホームページ
<http://mobile.mhlw.go.jp/jidousoudan/index.html>

